

東浦町立片葩小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いかなる理由があろうとも、絶対に許されない行為です。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3ポイントをあげます。

- ① いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実
- ② いじめの防止等に関する取組の強化
- ③ 重大事態発生時の迅速な対応

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものとします。

(3) 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者および地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導体制の充実

(1) 組織について

- ① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置
いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。
- ② 構成員について
校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、通級指導教諭、学年主任を中心とした全教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーや心の健康相談員や関係職員が出席します。
- ③ 開催時期について
年間6回の定例会を開き、いじめ事案発生時は、緊急開催します。また、学期に1回、「いじめについてのアンケート」を基に事例を報告する全体会を開催します。

(2) 主な活動について

- ① いじめの未然防止に関すること。(授業改善、校内研修)
- ② いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談)
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。(保護者、地域との連携、警察との連携)
- ④ PDCAに関すること。(日程・会議の開催時期・取組の見直し)

(3) 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行います。

学期	「いじめ不登校対策委員会」の取組	その他の取組
1学期	【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団作りのための取組内容の検討 【4月】いじめ防止基本方針等の確認 【5月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【6月】いじめ不登校対策委員会全体会 【7月】1学期の取組の反省及び2学期以降の取組の検討	【4月】情報交換 【5月】情報交換 【6月】情報交換
2学期	【10月】人権週間の取組内容の検討 【11月】いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 【11月】いじめ不登校対策委員会全体会 【11月】2学期の取組の反省及び3学期以降の取組の検討 【12月】学校評価の検討と今後の対策	【10月】情報交換 【11月】情報交換 【12月】学校評価〈保護者へのアンケート〉の実施・集計
3学期	【1月】学校評価の検討と今後の対策 【1月】いじめアンケートの実施内容の検討 【2月】いじめ不登校対策委員会全体会 【2月】3学期の取組の反省と来年度の取組の検討	【2月】情報交換

3 いじめ防止等に関する取組の強化

(1) 未然防止の方策について

- ① 楽しく分かる授業の展開及び道德教育の充実
- ② 縦割り活動などをおとした体験活動や交流活動の充実
- ③ 児童の心をつかむ学級・学年・学校の「居場所作り」の実践
- ④ ネットの正しい利用とマナーの理解を深めるための情報モラル教育の推進
- ⑤ インターネット、携帯電話、スマートフォン（オンラインゲーム、SNS）の利用について保護者への啓発活動
- ⑥ 特に注意が必要な児童（障害のある児童・外国につながる児童・性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童・震災により避難している児童等）への配慮

(2) 早期発見・早期対応について

① いじめ調査等

けんかやふざけ合いであっても、いじめである可能性を認識し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。いじめを早期に発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査及び情報交換を次のとおり実施します。

- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年2回（6月・10月）
- ・ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年2回（6月・11月）

- ・ 日常の観察による 随時
- ・ 児童の様子の情報交換による 随時（職員会議後など）

② いじめ相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

- ・ スクールカウンセラーの活用
- ・ 心の健康相談員の活用
- ・ 関係機関の紹介と活用

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

- ・ ケース会議をとおした児童理解と対応についての研修……………（随時）
- ・ 望ましい集団づくりと児童の観察の仕方についての研修…（随時）

(3) いじめへの対策について

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ② いじめがあると判断した場合は、被害児童生徒のケアや支援、加害児童生徒の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応する。
- ③ 保護者やPTAとの協力、心の健康相談員、スクールカウンセラー、警察や児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等とも連携する。
- ⑤ いじめ解消後の再発防止に十分留意する。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対応を迅速にとります。

- (1) 重大事態が発生した旨を、東浦町教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校又は東浦町に設置します。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努めます。
- (2) いじめに関する取組状況チェック及び保護者への学校評価アンケートを実施し、取組の改善を図ります。
- (3) いじめ不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。